

宮城県水道事業広域連携検討会設置要綱

(設置の目的)

- 第1 水道事業については、管路や施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれ、経営環境が厳しさを増しているところであるが、将来に向けて安全で良質な水を安定的かつ効率的に供給し続けていくためには、県内の市町村及び企業団における水道事業の経営健全化が必要であることから、広域連携等を含めた具体的な方策を検討するため、宮城県水道事業広域連携検討会（以下「検討会」という。）を設置する。
- 2 検討会は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第5条の4に規定する広域的連携等推進協議会に位置付けるものとする。

(所掌事務)

- 第2 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 多様な水道広域連携の検討に関すること（維持管理業務や総務関係の事務処理等の一体化・浄水場等施設の共同化等）。
 - (2) 水道の現状及び将来の見通し並びに課題の把握や共有に関すること。
 - (3) 法第5条の3の規定に基づく「水道基盤強化計画」の策定に関すること。
 - (4) その他宮城県における水道事業の健全な発展に関すること。

(構成)

- 第3 検討会は、宮城県及び別表1に掲げる水道事業者をもって構成する。
- 2 検討会の委員は、別表1に掲げる水道事業者の水道事業担当課長の職にある者及び別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 3 検討会の会長は、宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課長の職にある者をもって充てる。
 - 4 検討会の副会長は、宮城県総務部市町村課長及び宮城県企業局水道経営課長の職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4 会長は、検討会の事務を統括し、検討会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5 検討会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

2 会長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができるものとする。

3 検討会に別表3に掲げる地域又は第2(3)の計画区域の部会(以下「部会」という。)を置く。

4 部会では、各水道事業体における水道の現状及び将来の見通し並びに課題を把握し、共有するとともに、各水道事業体間の広域連携等に係る検討を行うものとする。

5 部会の長(以下「部会長」という。)は、部会を構成する水道事業体の委員の互選により選出する。

6 部会は、部会長が招集し、これを主宰する。

7 検討会は、このほか、適宜テーマを設けた機能別検討部会等を設置することができる。

(庶務)

第6 検討会及び部会等の庶務は、宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課及び宮城県総務部市町村課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会及び部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 関係）

| |
|---|
| 仙台市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町、石巻地方広域水道企業団 |
|---|

別表 2（第 3 関係）

| |
|---|
| 宮城県総務部市町村課長、宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課長、宮城県企業局水道経営課長 |
|---|

別表 3（第 5 関係）

| 部 会 | 部会を構成する水道事業者 |
|--------|---|
| 仙南地域部会 | 白石市、角田市、岩沼市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町 |
| 仙塩地域部会 | 仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町 |
| 大崎地域部会 | 栗原市、大崎市、富谷市、松島町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町 |
| 東部地域部会 | 気仙沼市、登米市、栗原市、女川町、南三陸町、石巻地方広域水道企業団 |